

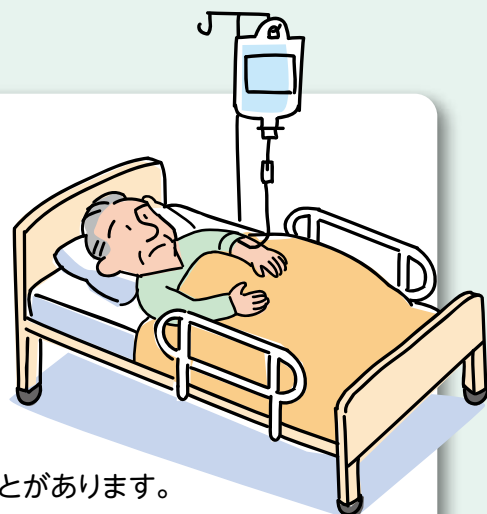
病気やけがをしてしまったとき、保険金や給付金を安心して受け取るため、「だれが」「どんな書類を」「どこに提出するのか」を事前に確認しましょう。

給付金の請求事例

1 病気で入院してしまった!

入院以外にも「手術」「通院」「骨折等のけが」「特定の病気の診断」などがあります。

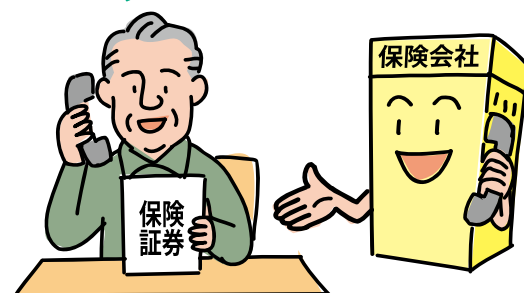
※契約内容によって保障内容は異なります。「手術」等の治療を受けられても給付金を受け取れないことがあります。



2 生命保険会社へ連絡します

まずは、給付金を受け取る人ご自身が、生命保険会社へ連絡します。手元に保険証券があるとよいでしょう。

※入院中や通院中であっても、ご請求いただくことは可能です。



3 生命保険会社から書類が届きます

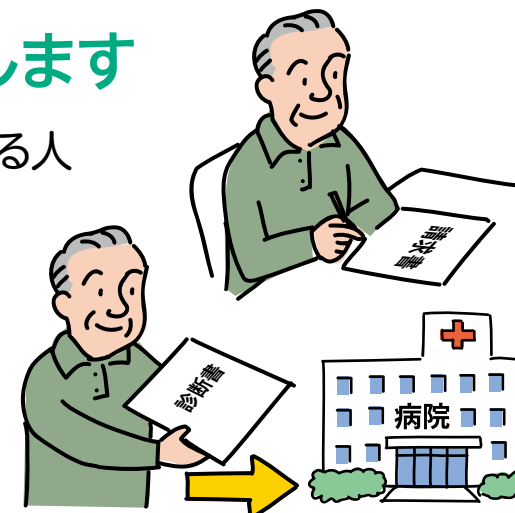
連絡後、生命保険会社から「請求書」「会社所定の診断書用紙」などが届きます。



4 必要な書類を準備します

「請求書」は、給付金を受け取る人ご自身が記入します。

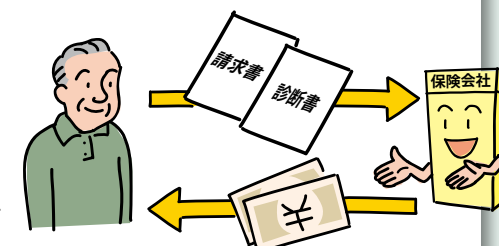
「会社所定の診断書用紙」を病院窓口にご提出いただき、医師による証明を取りつけてください。



5 書類を提出し、給付金を受け取ります

書類を生命保険会社に提出すると、約1週間で受け取れます。

※保険金・給付金の支払いについて、病院に対して事実確認が行われたり、書類に不備がある場合は、そのぶん遅れることがあります。



! 確認 受け取りに必要な提出書類について



「請求書」は給付金を受け取る人ご自身が記入します。



病院の窓口にお申し出いただきます(一般的に有料となります)。領収証(写)などにより省略できる場合もあります。



必要な場合には、各自治体の窓口にお申し出いただきます。自治体によっては、「郵送」「自動交付機」「電話予約による夜間・休日受取」「委任状による代理請求」などを取り扱っている地域もあります。

※18~19ページの流れは、病気やけがによる給付金を請求する一例です。死亡保険金の請求は、一部手続きが異なります。また、満期保険金や個人年金などの請求は、通常、お支払い期日前に生命保険会社から手続きに関する案内があります。

保険金や給付金は、受け取れない場合があります。
「ご契約のしおり・約款」、ホームページなどを事前に確認しましょう。

契約前の病気やけがが原因



契約前にかかった病気やけがが原因で、入院したり手術を受けても給付金を受け取れません。
※ただし、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかったときは、受け取れる場合もあります。
※持病がある人でも給付金を受け取れる商品もあります。

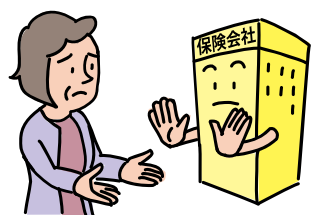
契約のときに正しく「告知」しなかった



契約時に告知した内容が事実と異なると、契約または特約が解除される場合があります。

→ 詳しくは **17** ページ参照

保険料を払わずに契約が「失効」



保険料の払い込みをせず、契約が失効した後に入院したり、手術を受けても給付金を受け取れません。
※失効とは、契約の効力がなくなり、保障がなくなることです。

保険金を受け取るため、わざと事故



保険金などを詐取する目的で事故を起こした場合や、詐欺により契約が取り消された場合には受け取れません。

！
確認

「免責事由」にあたる場合も受け取れません

「免責事由」とは、生命保険会社が約款で定める、保険金・給付金などが支払われない事由をいいます。

「免責事由」の例



契約後、一定期間内（通常2～3年）に被保険者が自殺したとき

契約者や死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき



被保険者の酒気帯び運転・無免許運転による入院・手術など

被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因とする入院・手術など



戦争その他の変乱（外国の武力行使、革命、武装反乱など）によるとき



※免責事由は保険の種類や生命保険会社によって異なりますので、詳しくはご加入の生命保険会社にお問い合わせください。

→ 詳しくは **38～39** ページ参照